

八王子市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱

平成 19 年 4 月 1 日施行

改正 平成 20 年 10 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 この要綱は、文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」（以下「放課後子ども教室」という。）及び厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（以下「学童保育」という。）を一体的あるいは連携して実施する「放課後子ども総合プラン」の円滑かつ効果的な実施を図るため、八王子市放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置を目的とする。

(運営委員会の意見聴取事項)

第 2 運営委員会は次の事項を意見聴取する。

- (1) 事業の振興施策の策定
- (2) 放課後子ども総合プランの運営方法
- (3) 運営プログラムの企画
- (4) 一体的あるいは連携した実施の方策
- (5) 事業の検証及び評価
- (6) その他、放課後子ども総合プランの実施にあたって必要な事項

(運営委員会の構成)

第 3 運営委員会は、次の委員を持って構成する。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 生涯学習審議会委員 | 1 名 |
| (2) 民生・児童委員 | 1 名 |
| (3) 学習支援委員 | 1 名 |
| (4) 青少年対策地区委員会委員 | 1 名 |
| (5) P T A 関係者 | 1 名 |
| (6) 学童保育（指定管理者）実施者 | 1 名 |
| (7) 青少年育成指導員 | 1 名 |
| (8) 小学校長 | 1 名 |
| (9) 放課後子ども教室関係者 | 1 名 |
| (10) 学校運営協議会関係者 | 1 名 |
| (11) 子ども家庭部長 | 1 名 |
| (12) 学校教育部長 | 1 名 |
| (13) 生涯学習スポーツ部長 | 1 名 |

2 前項の委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 必要に応じ、委員以外の者を運営委員会に出席させることができる。

(運営委員会の運営)

第 4 運営委員会は事務局が召集する。

2 必要に応じ、運営委員会に専門部会を置くことができる。

3 委員は、都合により出席できない場合は、委員が指名した代理を立てることができる。

(運営委員会の事務局)

第5 運営委員会の事務局は、子ども家庭部子どものしあわせ課、児童青少年課、学校教育
部教育総務課及び生涯学習スポーツ部生涯学習政策課に置く。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。